

声 明

- 1 本日、横浜地方裁判所（第5部民事部合議係水野邦夫裁判長）は、2006年1月3日早朝に発生した、米兵リース・ジュニア・ウィリアム・オリバーの佐藤好重さんに対する強盗殺人事件に関する損害賠償等請求事件について、原告ら、特に原告山崎さんに対し、米兵犯罪の特殊性を考慮した高額賠償を認める勝訴判決を下し、米軍・国の責任についても、公務時間外の米兵犯罪も米軍の監督責任が発生しうることを明言したが、本件については、これを認めなかった。

米兵犯罪は、これまで、政府の密室の措置により社会的に知らされずに「闇の中に葬られる」という歴史的経過を辿ってきた。原告らは、「泣き寝入り」をせずに、政府の密室の措置をはねのけて、本訴を提起し、公開の法廷で事実を明らかにし、この判決を勝ち取ったものであり、そのこと自体が、米兵犯罪の根絶にとって、大いなる前進である。

- 2 判決は、米軍・国の責任について、在日米軍がわが国において基地を使用することを許されているのは、「日本国の安全に寄与」（日米安保条約第6条第1項）するためである等の理由を掲げ、在日米軍は、その駐留によって日本国民の生命、身体等に危害が及ぶような事態を可及的に防止すべきであるとした。

そして、そのことから、「当該行為が時間外において職務執行とは関係なく行われたものであったとしても」「それが上記監督権限の不行使に基づくものと認められ、その監督権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事案の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるとき」は、民特法1条等の適用上違法となり得ることを明らかにした。

また、判決要旨の言い渡し後には、この判決に込めた裁判所の想いを関係諸機関が真剣に汲み取って欲しい旨の、異例の裁判所の所見まで明らかにした。

このことは、公務時間外は米兵個人の問題であるとしてきたこれまでの米軍・国の主張を、明確に排斥し、断罪したものとして、真剣に受けとめられるべきである。

さらに、判決は、本件犯行が執拗かつ残忍なものであることや、特に、原告山崎さんの心痛や、米兵犯罪根絶に向けた必至の奮闘等に鑑み、損害賠償額については、一般市民による犯罪の場合に比べて高額の賠償を認めた。この点は、米兵犯罪の被害者が抱き続けている無念さや怒りを適切に評価したものである。

- 3 しかし一方で、判決は、米軍人による犯罪の発生状況は増加傾向にはあるが、顕著とまではいえない等とし、また、リバティプログラム等の米海軍上司の監督権限の行使は、広範な裁量にゆだねられているとして、本件具体的事案の下において、著しく合理性を欠いたとまで認めることは出来ないとした。そして、結論的には、米軍・国の責任を否定するに至った。

しかしながら、深夜・飲酒しての米兵犯罪が繰り返され、米軍自体がそれを公言していたような状態であったにもかかわらず、極めて不十分な対策が取られたに過ぎない中で、またもや繰り返された本件事件について、未だ監督義務違反がないと

いうのであれば、結果的に、米軍・国が米兵犯罪について責任を問われることはな
いに等しい。

また、何より、判決には、米兵犯罪が、米軍によって躊躇いなく人を殺戮するこ
とが出来るように訓練された米兵による犯罪であり、米軍自らが、作りだした危険
性の具現化であるという点についての記載が一行もなく、この視点が完全に欠落し
ている。

これでは、米兵犯罪の続発を防止することは不可能に近く、厳しく糾弾されるべ
きである。

- 4 これまで、約半世紀にわたり、公務時間外の米兵犯罪については、米兵による個
人的な問題であるとして、米軍や国には責任が無いとされてきた。そのような中で
は、米軍や国による再発予防策が発表され、深夜外出規制や深夜飲酒規制が行われ
ても、その違反は事実上黙認され続け、その結果として、06年9月の田畑事件や、
06年11月の近藤事件が相次いで発生した。

「米軍や国の責任が明確にされない限り、米軍犯罪は止むことがない」というのが、
被害者たちの率直な想いである。

米軍と国は、その責任の自覚の上に立って、今こそ、米兵犯罪を撲滅するための
真剣な対策を行うべきである。また、米兵犯罪の続発を許している、不当な日米安
保地位協定を、直ちに見直すべきである。

さらには、米兵犯罪による1人の犠牲者も出さないようにするために、日米安保
条約を破棄し、わが国から米軍基地を無くすべきである。

- 5 原告と弁護団及び支援する会は、これまで本事件を支えて戴いた全国の支援にお
礼を申し上げますとともに、今後も、米兵犯罪の根絶をめざして、全力で闘い続ける
決意である。

2009年5月20日

横須賀米兵強殺事件国家賠償訴訟原告団
同 弁護団
山崎さんを支援する会